

第7回教育委員会会議録

1日 時 平成25年8月26日(月) 開会：午前 10時00分
閉会：午前 10時45分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階委員会室

3出席委員 原田明委員長 月谷慈寛委員 池永博委員 松田敬子委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校給食課長 中央図書館長
出席した者 人権教育課長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6 議事日程等

日程順	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第47号 (仮称) 学び・交流プラザ建設工事監理業務委託契約の策定について
3	報告第48号 周南市社会教育委員の委嘱について
4	議案第26号 教育財産(物品)の取得について
5	議案第27号 周南市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第28号 平成25年度周南市一般会計補正予算要求について
7	議案第29号 周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第30号 菊川中学校特別教室棟改築主体工事請負契約の策定について
9	議案第31号 熊毛中学校屋体改築主体工事請負契約の策定について
10	議案第32号 (仮称) 学び・交流プラザ建築主体工事請負契約の一部を変更することについて
11	議案第33号 (仮称) 学び・交流プラザ電気設備工事請負契約の一部を変更することについて

- 7 委員会協議会 (1) 小学校教諭の不適切な指導について(続報)
(2) 平成25年度市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)(松江市)の開催について
(3) 図書館でのコンサート等について
(4) 学校訪問について

- 委員長 ただ今から「平成25年第8回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「池永委員さんと松田委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第47号「(仮称) 学び・交流プラザ建設工事監理業務委託契約の策定について」を議題とします。
この件について、生涯学習課から説明をお願いします。
- 生涯学習課長 それでは、報告第47号「(仮称) 学び・交流プラザ建設工事監理業務委託契約の策定について」ご報告させていただきます。
この契約は、教育委員会の権限とされております「1件1,000万円を超える契約の策定に関する事」に該当するものでございますが、教育長が代決させていただきましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。
本契約につきましては、2ページの契約概要書のとおり、(仮称) 学び・交流プラザの建設に係る工事監理業務でございます。契約金額につきましては、4,935万円で、佐藤・笹戸設計共同企業体と契約させていただいております。
本施設につきましては、設計に当たり、利用者をはじめ、市民の要望・意見を数多く取り入れたものとなっております。設計を建築物に具体化する場合、これらの要望や意見の内容を詳細に把握している設計者以外では、監理が困難であります。そのため、(仮称) 学び・交流プラザの整備基本及び実施設計業務を委託しました「佐藤・笹戸設計共同企業体」と随意契約を交わしたものでございます。
工期につきましては、平成25年8月1日から平成27年3月13日までといたしております。
以上で説明を終わらせていただきます。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第47号を承認します。
続いて、日程第3、報告第48号「周南市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。
この件について、生涯学習課から説明をお願いします。
- 生涯学習課長 報告第48号「周南市社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。
議案書につきましては、3ページから4ページでございます。
社会教育委員につきましては、周南市社会教育委員設置条例に基づき教育委員会が委嘱するものでございます。
委員は12名で、委嘱期間は平成25年8月1日から平成27年7月31日の2年でございます。名簿につきましては、4ページに掲載いたしております。
以上、ご報告させていただきます。
- 委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第48号を承認します。
続いて、日程第4、議案第26号「教育財産(物品)の取得について」を議題とします。

この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長

それでは、議案第26号「教育財産（物品）の取得について」ご説明いたします。
議案書の5ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第3号、「1件1,000万円を超える教育財産の取得又は処分を申し出ること」によるもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第28条の規定に基づき、市長に申し出るものでございます。

それでは、7ページの事業概要書をご覧ください。

来年4月から運用を開始する予定の「(仮称)熊毛学校給食センター」で使用する給食配送車2台につきまして、車種をバン2トンタイプとし、熊毛地区の大河内、勝間、三丘、高水、八代の各小学校及び熊毛中学校の6校に給食を配送するため、8年間のメンテナンス付リースで取得しようとするものでございます。

なお、車検を給食のない春休みに実施するために、リース期間を平成26年3月28日から平成34年3月27日までとしております。

契約方法につきましては、条件付一般競争入札で実施いたします。

議案書8ページの配送車概略図を参照いただきたいと思います。

既に導入しております高尾学校給食センターのものと同様、荷台部分を4箇所区切り、棚を3段にするとともに、2枚観音式ドアの4箇所が全開放できるものとし、サラダやデザートなどを冷たいまま運べるよう荷室の一部に冷蔵室を装備しております。

以上、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長

何か質問がございますでしょうか。

池永委員

八代小学校は、八代小学校だけ行くようになるのでしょうか。

学校給食課長

はい。今、2台予定しておりますけども、八代小学校は他の学校の便と一緒に配送しようとは考えておりません。

委員長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

それでは、議案第26号を決定します。

続いて、日程第5、議案第27号「周南市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

9ページから11ページをご覧ください。議案第27号「周南市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号に基づくものでございます。

平成23年度から小中学校の事務を共同実施するために、共同実施拠点校を徳山小学校と定め、共同実施連携校の事務職員で編成する共同実施組織が運営されております。

現在、要綱で共同実施組織の設置を定めているところですが、これを管理規則でも設置を定め、円滑な運営を図るために、10ページ、11ページに示しておりますとおり、第4章第12条の2を新設、また、全ての市立小中学校でコミュニティ・スクールを実施しており、学校評議員が不要となったために、これを廃止するために第5章第31条を削除するものです。以上でご説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長

何か質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第27号を決定します。

続いて、日程第6、議案第28号「平成25年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、各課から説明をお願いします。

まず、教育政策課からお願いします。

教育政策課長

議案書の12ページ、議案第28号「平成25年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第13号により、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を述べること」は、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案の作成について、市長に申し出るものでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算について、歳入予算が24,700千円を、歳出予算が38,284千円をそれぞれ増額するものでございます。

それでは、教育政策課関係についてご説明いたします。

議案書15ページをお願いいたします。歳出の方からご説明いたします。

国の経済対策として、地方単独の建設事業に対する交付金として、平成24年度の国の補正予算で計上されました「地域の元気臨時交付金」、この交付金を活用する事業として必要性のあるものを前倒しで行うことになりましたことから、9月補正において小学校費、中学校費、幼稚園費として、整備事業に係る経費を計上するものでございます。

「小学校費」につきましては、安心安全な学校施設とするため、老朽化により傷みが激しい周陽小学校のコンクリートブロックの境界塀を金属製の目隠しフェンスに切り替えるという改修工事費並びにそれに伴う事務費として消耗品や図面の焼き付けなどの印刷製本費として、13,816千円を計上いたしております。

「中学校費」につきましては、小学校費と同様に、周陽中学校の境界塀の改修に要する費用及び太華中学校の管理教室棟の屋根防水の改修に係る経費、並びにこれらに伴う事務費の合計20,166千円を計上しております。

「幼稚園費」につきましても、同様に須々万幼稚園の境界塀の改修とそれに伴う事務費の1,302千円を計上しております。

議案書14ページ、歳入でございます。

ご説明いたしました歳出に係る「地域の元気臨時交付金」として、小学校費補助金として9,700千円、中学校費補助金として14,100千円、幼稚園費補助金として900千円を計上しております。

なお、補助金につきましては、事業費に対して10/10全額が補助されるものですが、歳出で上げております事業費から入札減を見込み実事業費より歳入が上回らないよう設定しております。

議案書16ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する補正でございます。

徳山小学校校舎耐震化事業から、次ページの福川中学校校舎耐震化事業までの10件の耐震化事業の債務負担の限度額を変更しております。

これらにつきましては、平成25年度の当初予算におきまして、平成25年度から平成26年度の事業の限度額を定めておりましたが、実施設計により事業費を詳細に見込んだ結果、債務負担行為額として定めておりました事業費に対し、夜市小学校及び福川中学校では不足が生じ、その他の学校では過多となりましたことから、補正を行うものでございます。

教育政策課分につきましては以上でございます。

委員長

次に、中央図書館からお願いします。

中央図書館長

歳出の方からご説明します。議案書15ページをご覧ください。

今回、提案しております「熊毛図書館資料等拡充事業費」につきましては、熊毛地域原にお住まいだった「田中秀子」様が去る5月に亡くなられたことに伴い、生前から看護などのお世話をされていた熊毛地域大河内在住の「友森武人」様が、ご本人のご遺志に基づき寄附されたことによるものでございます。

故、田中秀子様は、生前、熊毛図書館をよく利用されており、残ったお金は熊毛図書館に寄附するので、子どもたちの教育のために活用してほしいとの遺志を持たれていたということでございます。

この度、ふるさと周南応援寄附金として周南市に1,000万円のご寄附があり、300万円を今回9月補正、残り700万円につきましては、来年度に予算化をする予定でございます。

熊毛図書館では、子どもの教育のため、0～18歳を対象とした資料を充実することにより図書館としての魅力を高めるとともに、子育て支援のボランティア活動に必要な物品を揃え、活動に協力して参りたいと考えております。

また、熊毛地域の小中学校に百科事典や図鑑、読み物、絵本などを揃えることにより、教育環境の充実に努める予定でございます。

歳入につきましては、14ページをご覧ください。ふるさと周南応援寄附金として、1,000万円すでに納入されております。

以上です。よろしく、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長

最後に、学校給食課からお願いします。

学校給食課長

それでは、「平成25年度周南市一般会計補正予算要求」につきまして、学校給食課に係るものにつきましてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の追加で、「熊毛学校給食センター調理配送業務委託料」についてお願いするものでございます。

現在、大河内小学校に建設中の学校給食センターにつきましては、平成26年4月から運用を開始する予定としており、調理配送業務につきましては一括して民間委託することとしております。

このことに伴い、平成25年度から平成30年度までの期間につきまして、281,489千円を限度額として委託料の債務負担を設定するものでございます。

なお、熊毛学校給食センターの1日の調理食数は約1,500食で、年間約200日程度の稼働を予定しております。以上で、説明を終わります。

委員長

ありがとうございました。何か質問がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第28号を決定します。

続いて、日程第7、議案第29号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条

例制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書18ページ、議案第29号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第13号により、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を述べることは、教育委員会の権限とされており、お諮りし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案の作成について、市長に申し出るものでございます。

議案書20ページをお願いいたします。

この条例改正は、国の幼稚園就園奨励費補助制度におきまして、多子世帯の保護者負担を軽減するため、同一世帯から同時に3人以上幼稚園に通園する場合に、その第3子以降の保育料の補助について、今年度より所得制限が撤廃されております。

これに伴いまして、当該園児に係る周南市立幼稚園の保育料を免除するため、「周南市立幼稚園保育料徴収条例」第2条第1項の保育料の減免に関する規定に、新たに1号を加え、第3号とするものでございます。

なお、附則で、本条例の施行日は公布の日からとし、適用については、平成25年度の保育料から適用することといたしております。次のページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長

何か質問がございますでしょうか。

月谷委員

同時にということですね。

教育政策課長

同時です。

委員長

他にございませんか。

それでは、議案第29号を決定します。

続いて、日程第8、議案第30号「菊川中学校特別教室棟改築主体工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書22ページ、議案30号「菊川中学校特別教室棟改築主体工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。

24ページの契約概要書をお願いいたします。

この工事は、昭和32年及び昭和48年に建築され、老朽化が著しく耐力度が低いとされている菊川中学校特別教室棟2棟について、旧屋体跡地に改築を行い、教育環境の整備を図ることを目的とするものです。

契約内容といたしましては、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積770.82㎡の建物で、1階に音楽室、技術室、2階に被服室、調理室、便所等を設けるものでございます。その他、特別教室棟までの渡り廊下、自転車置き場、舗装や側溝などの外構工事を行うものでございます。

本契約につきましては、8月7日に条件付一般競争入札により入札を行い、江村建設株式会社が落札し、8月16日に仮契約を行っておりますが、市議会の議決を要します案件

でありますことから、9月の定例市議会で上程し、議決を行った後、本契約として効力を発行するものでございます。

従いまして、契約期間は、議決を得て本契約を成立させる旨の意思表示をした翌日から平成26年7月31日までとしております。

また、契約金額は162,750千円としております。

25ページから29ページに位置図、配置図、平面図、立面図を添付しておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。

池永委員 もう既に説明があったかと思うんですけど、理科室と視聴覚室はすでに別の棟にあるんですね。

教育政策課長 はい。26ページの配置図の中に特別教室棟という部分がありますが、これにつながる教室棟の中に理科室等は設けております。

委員長 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第30号を決定します。

続いて、日程第9、議案第31号「熊毛中学校屋体改築主体工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書30ページ、議案第31号「熊毛中学校屋体改築主体工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

32ページの契約概要書をお願いいたします。

この工事は、昭和41年に建築され、老朽化し、また耐震性が低いとされております熊毛中学校屋体について、グラウンド内に改築を行い、教育環境の整備を図ることを目的とするものでございます。

契約内容としては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、延べ床面積1137.7㎡の建物で、アリーナ、ステージ、器具庫、男女更衣室、男女便所、多目的便所などを備えております。その他、屋体に接続する渡り廊下につきましても含んでおります。

本契約につきましては、8月7日に条件付一般競争入札により入札を行い、三和建設・日光組特定建設工事共同企業体が落札し、8月16日に仮契約を行っておりますが、市議会の議決を要します案件でありますことから、9月の定例市議会で上程し、議決を得た後、本契約として効力を発行するものでございます。

従いまして、契約期間は、議決を得て本契約を成立させる旨の意思表示をした翌日から平成26年8月8日までとしております。

また、契約金額につきましては、282,450千円としております。

33ページから36ページに位置図、配置図、平面図、立面図を添付しておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますでしょうか。

月谷委員 図を見ますと運動場がだいぶ狭くなるように見えます。体育館の後ろの方の空間とか何か上手に利用できないのかなど。ほぼ場所は決定なんだろうけれども、もう少しずらす

とかは不可能なのでしょうか。

教育政策課長 工事の場所につきましては、建築等の関係もございまして、あまりぎりぎりに建てられないということもございますので、今のような状況でございます。それから、元ありました体育館の用地と併せて給食センターの用地につきましても解体する予定としておりますが、これらについては、駐車場ということで今後、活用を図る予定にいたしております。グラウンドにつきましては、この分だけ若干狭くなる形ではございます。

委員長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

池永委員 武道場はなかったですかね。

教育政策課長 武道場は、34ページの配置図には載っておりませんが、旧屋内体育館の左側に武道場がございますが、学校から通路でつながっておりますので、こちらを活用するようになっております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

それでは、議案第31号を決定します。

続いて、日程第10、議案第32号「(仮称) 学び・交流プラザ建築主体工事請負契約の一部を変更することについて」ですが、ここでお諮りします。

次の、日程第11、議案第33号「(仮称) 学び・交流プラザ電気設備工事請負契約の一部を変更することについて」は、いずれも(仮称) 学び・交流プラザ工事請負契約の変更に關する議案ですので、一括して説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、この2件を一括して生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第32号及び議案第33号の工事請負契約の一部を変更することについて、いずれも(仮称) 学び・交流プラザの建設工事に関するものでございますので、一括してご説明申し上げたいと思います。

議会の議決を経るべき議案につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第13号の規定により、教育委員会の権限とされておりますので、議案書の37ページから46ページのとおりお諮りするものでございます。

これらにつきましては、教育委員会7月定例会で議会の議決を経るべき議案としてご承認いただき、7月の第5回市議会臨時会におきまして、工事請負契約のご承認をいただいております。しかしながら、このたび「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について、平成25年4月8日付け国土入企第1号に基づき、請負代金の額を変更するものでございます。

議案第32号の建築主体工事につきましては、議案書39ページ、契約金額2,093,175千円を2,107,813,050円とさせていただきます。

また、議案第33号の電気設備工事につきましては、議案書44ページでございますが、契約金額480,900千円を485,459,100円とさせていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 何か質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第32号及び議案第33号を一括して決定します。

その他に何かございますか。

委員長 よろしいでしょうか。

以上で、平成25年第8回教育委員会を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

松田 敬子 委員 _____